

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	動物飼養施設の許可取消、設備の使用制限又は禁止
概要	化製場等の設置者又は管理者が、第6条の2（構造設備の改善命令）に違反したときは、第9条第1項の許可を取消、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第7条、第9条第5項
処分基準	化製場等に関する法律第6条の2の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	